

公債市場補完制度の財政学

中村 宙正

Public Economics for the Complement System of Public Bond Market

NAKAMURA, Hiromasa

Abstract

It seems that the complement system of public bond market gives birth to seigniorage, so the principle which the government should not issue SETS be indicated in discussion of Public Economics and Finance.

要 旨

公債市場補完制度は、指定アドバイザー制度と市場関係者地域通貨を組み合わせ、実用化するが、通貨発行益（シニョレッジ）の導出により、政府の予算制約を緩和する効果を確認できる。ゆえに「市場関係者地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を、政府に認めてはならない」とする、財政学における新しい原則を定める。

キーワード

公債市場補完制度（the complement system of public bond market）、
指定アドバイザー（Nominated Adviser; NOMAD）、
新規株式公開（Initial Public Offerings; IPOs）、特定投資家（the Professional Investor）、
市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）、
地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System; LETS）、
通貨発行益（seigniorage）

1. はじめに

財政学は、予算原則、租税原則、公債発行の2つの原則、地方税原則など、私たちの暮らしに相応しい資源配分の秩序が成立するよう、理念に基づき必要な勧告を行うため、思考の手続きを定めてきた社会科学であり伝統的な学問の一つである。

本研究は、公共財源の確保に向けて新しい金融制度を整備するにあたり、新たな原則を定める。新しい金融制度である公債市場補完制度とは、指定アドバイザー制度と市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）を組み合わせることで実用化する、格差是正を求めた資源配分メカニズムである。SETSの黒字と引き換えに、指定アドバイザーの裁量を通じて、中小企業にも新規株式公開の可能性が広がる仕組みである。SETSは地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System; LETS）の参加者を、特定投資家⁽¹⁾等および中小企業等とするが、すべての参加者に通貨発行の権限（SETSを発行する金融機能）が与えられる。ただし「その地域通貨（SETS）の口座におけるマイナス（赤字）を、政府に認めてはならない」とする新しい原則を、本研究は提示する。

通貨発行益（seigniorage）を確保する方法について、政府には、財務省券を発行する方法が既に考案されているが、現在は採用しない判断がなされている。また、日本銀行との協調によって、マネーサプライを増加させる方法もある。したがって、民間主導で公共財源を確保する公債市場補完制度において、政府に通貨発行を認める必要性は存在しない。公債残高の巨額な累増を生じさせた責任は政府にあり、その解消に向けた公的な取組みを民間に委託するのであるから、政府は、特定投資家としてSETSを使用し、公債市場補完制度が円滑に運用される配慮に専念する。

増税に多くを依存せず財政再建を進捗させるためには、通貨発行益を確保する方法こそ残されているが、その方法の一つとは、新しい金融制度である公債市場補完制度の整備である。本研究は、その検討にあたって、財政学における新しい原則を定める。

2. 公債市場補完制度について

公債市場補完制度は、私たちの暮らしおよび勤労の秩序が、人間の尊厳を伴うよう公共経済を整備するために必要な財源を確保するメカニズムであるが、民間の立場から金融の公共性を導く観点を尊重する。すなわち、指定アドバイザーを中心とする金融政策と、民間企業を中心とする通貨発行のメカニズムを組み合わせることで実用化する。まず公債市場補完制度とはなにかを提示する。

2.1 公債市場補完制度の定義

公債市場補完制度（The complement system of public bond market）は、指定アドバイザー

(1) 金融商品取引法第2条第31項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条に基づく。

(Nominated Adviser; NOMAD) 制度と市場関係者地域通貨 (Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS) を組み合わせて実用化する、新しい金融制度のことである。以下では、定義、仕組み、必要とする背景、SETSの流通について、詳細を順に確認してゆく。

2.1.1 定義

公債市場補完制度とは、指定アドバイザー制度と市場関係者地域通貨を組み合わせて実用化する金融制度のことである。市場関係者地域通貨を、特定投資家等および中小企業等とのあいだで流通させ、その口座の黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度のもとで中小企業等が株式公開による資金調達を行うことができるようにする。

2.1.2 仕組み

経済財政の新しい補完的制度として、公務の細分化配分を行い (2.2.3を参照)、公務を受託する中小企業等は、指定アドバイザー制度を通じて必要経費を調達できる。株式需給の接合が円滑には成立しないと考えられるため、先行して市場関係者地域通貨を取引参加者のあいだで流通させる。市場関係者地域通貨 (Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS) は、地域通貨の分散型発行方式 (Local Exchange Trading System; LETS⁽²⁾) を、特定投資家等および中小企業等のあいだで流通させ、口座の黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度を通じた株式公開を可能にする。なお、SETSは、通貨1単位当たり1000万円程度が望ましいと考えられる⁽³⁾。

SETSの登記人を連合、受託人を日本経団連がつとめ、そのあいだを厚生労働省が取り持ち、労働経済に支障が生じないように配慮する。

政府は、公債市場補完制度によって、予算制度から歳出を削減でき、その分を新たな財源として、既発公債の償還、社会保障給付費、雇用創出・人材育成など、私たちの暮らしを豊かにする公共経済の整備に、適時性をもって歳出を行う。

2.1.3 必要とする背景

私たちは人間としてお互いに助け合って生きてゆく必要があるという理念に基づいている。経済の次に置き換えると、全ての人間が合理的に行動することは不可能であり、非合理性を許容できる仕組みを構築してゆく、という意義を持つ。どの方々にも雇用があり、日々の暮らしのために必要な給与と保障があり、将来を各位の希望とともに計画し創造できるよう秩序をもたらすことによって、有効需要 (貨幣の裏付けがある需要) が生まれ、経済成長を実現し、財政再建に導くことができる。

税率増では必要な財源の確保が困難と判断されるため、新しい金融制度を整備する方法によって公共経済に出資を促す仕組みづくりを行う。指定アドバイザー制度と市場関係者地域通貨を組み合わせて実用化する公債市場補完制度は、その具体的な仕組みである。

指定アドバイザー制度は、新規株式公開市場の一つの形態であり、中小企業等の株式による資金調達が主流となれば、負債を大きくせず、自己資本を大きくする財務構造を、中小零細規模企業・組織に可能にする。資金の借り手責任に重きを置く仕組みは、規模の経済性を困難とする中小零細の職場にとって負担であった。格差の存在を鑑み、その是正を理念とするならば、資金の

(2) Kichiji, N. and M. Nishibe (2008)などを参照。

(3) 一般の家計・個人が、法定通貨ではないハイリスクな通貨を使用することのないようにするため。

出資者に責任を置く仕組みに理解を求める。資金が十分ある立場に、経済への支援など包括的な判断を依頼してゆく。中小企業には元利返済に追われる操業を防ぐ効果をもたらす。マクミラン・ギャップ（中小企業の長期資金調達の高難性）の解消にもつながる。

指定アドバイザー制度に基づく株式の需給接合は容易ではないと考えられるため、これに先行して、市場関係者のあいだで地域通貨を流通させる仕組みを併用する。特定投資家等と中小企業とのあいだで資源再配分を志向する動きが可能になる。

2.1.4 SETSの流通について

地域通貨であるため理念があるが、その目的は日本地域の公共経済に必要な財源の確保、財政健全化、日本国債の格付け維持、などである。日本国債での資産運用を重視している立場が利用者として主な対象であり、これに中小企業をまじえる。理念を共有できる立場に限る。

法定通貨ではないが、ブロックチェーン技術の安定化などにより、電子地域通貨は今後において決済機能を果たすうえで安全な通貨となりうる。

SETSはLETSを応用するのであり、取引参加者のすべてが口座におけるマイナス（赤字）、すなわちSETSの通貨発行が認められる。黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度を通じて株式公開を可能とすることにより、SETSを収集する中小企業等が存在しうる。

「口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めない原則」により、政府にもSETSを収集するインセンティブが生ずる。その黒字によってSETSを利用する企業等に公務等を依頼できる。

2.2 公債市場補完制度の整備に関する経済理論

公債市場補完制度は、従来からの税制および公債発行の方法では公共経済に必要な財源を確保できていない現状を鑑み、近年の金融技術の躍進を踏まえた新たな金融制度である。そのもとで成立する秩序と経済理論との関連性について、ここでは考察する。

2.2.1 ラムゼー・ルールとの整合性

ラムゼー・ルールによれば、ある財の需要が他の財の価格に影響を受けない場合、需要の価格弾力性の高い財ほど低い税を課すことで厚生損失を最小化できるが、それは言い換えれば、需要の価格弾力性が低い生活必需品に高い税率をかけるほど適切であることを意味する。図によると、生活必需品に課税する場合の経済厚生について、損失は生じていない。P軸を価格、Q軸を数量、Dを需要曲線、Sを供給曲線、S'を課税後の供給曲線、P*を均衡価格、P'を課税後の価格と置き、曲線Dが垂直であるとき、課税前後で総余剰に変化は無く、理論上は望ましい場合である。

しかし、生活必需品に課税する方法は、私たちの暮らしにおいて現実的に受け入れられるであろうか。高額所得層が生活必需品を購入する部分から税収を伸ばすと、理論上は考察するのであり、消費税率を引き上げ、軽減税率を否定する根拠となっているが、毎日の暮らしに精一杯である立場にとって生活必需品の税率を高くする経済理論を捉えることは困難であると判断される。

したがって、課税によって公的財源を確保する方法そのものに限界があるのであり、プライマリー・バランスの健全化に努めることは必要であっても、歳出のムダを見極める判断が大切であることを指摘するに留まり、抜本的には、新たな財源を確保する方法を中長期的視野で検討する必要がある。新しい金融制度である公債市場補完制度は、ラムゼー・ルールを考慮している。

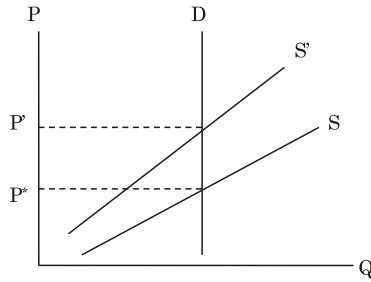


図 生活必需品に課税する場合の経済厚生
(課税前後に総余剰に変化はない)

2.2.2 通貨発行益 (seigniorage) の確保

市場関係者地域通貨 (Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS) は、先に記述したように、地域通貨の分散型発行方式 (Local Exchange Trading System; LETS) において、取引参加者を、特定投資家等および中小企業等に適用し、通貨発行の権限 (SETSを発行する機能) を与える仕組みである。ここでは、政府の予算式 (負債の遷移方程式) において SETS の発行に伴い、既存法定通貨の発行益がシニョレッジの項に帰することを提示する。

名目値での政府の予算式は、 t 期末時点での税収額を T_t 、公債費を除く政府支出額を G_t 、名目公債残高を B_t 、名目貨幣供給 (マネー・サプライ) 量を M_t 、名目利率を i_t 、と置くととき、

$$B_t + M_t = (1 + i_t)B_{t-1} + M_{t-1} + G_t - T_t$$

であり、 t 期の物価水準を P_t と置くと、実質値での政府の予算式は、

$$\frac{B_t}{P_t} + \frac{M_t}{P_t} = (1 + i_t) \frac{B_{t-1}}{P_t} + \frac{M_{t-1}}{P_t} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t}$$

となる。インフレ率を π_t と置くととき、 $\pi_t = P_t/P_{t-1} - 1$ であるが、実質利率を r_t と置くと、

$$1 + i_t = (1 + r_t) \frac{P_t}{P_{t-1}}$$

であるから、フィッシャー方程式は、

$$1 + i_t = (1 + r_t)(1 + \pi_t)$$

と表されるが、実質値での予算式は

$$\frac{B_t}{P_t} + \frac{M_t}{P_t} = (1 + i_t) \frac{B_{t-1}}{P_t} \frac{P_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_t} \frac{P_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t}$$

と置くことができるため、 $\pi_t = P_t/P_{t-1} - 1$ を変形し、 $\pi_t + 1 = P_t/P_{t-1}$ より逆数をとると、 $P_{t-1}/P_t = 1/(\pi_t + 1)$ であるから、これを代入すると、

$$\frac{B_t}{P_t} + \frac{M_t}{P_t} = \frac{1 + i_t}{1 + \pi_t} \frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{1}{1 + \pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t}$$

となる。フィッシャー方程式より、

$$\frac{1 + i_t}{1 + \pi_t} = (1 + r_t)$$

であるから、これを代入すると、

$$\begin{aligned}
 \frac{B_t}{P_t} + \frac{M_t}{P_t} &= (1+r_t) \frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{1}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t} \\
 &= (1+r_t) \left(\frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} \right) - (1+r_t) \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{1}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t} \\
 &= (1+r_t) \left(\frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} \right) - \frac{(1+r_t)(1+\pi_t)-1}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t} \\
 &= (1+r_t) \left(\frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} \right) - \frac{1+r_t+\pi_t+r_t\pi_t-1}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t} \\
 &= (1+r_t) \left(\frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} \right) - \frac{r_t+\pi_t+r_t\pi_t}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t}
 \end{aligned}$$

$r_t \pi_t$ は無視できるほど小さいため⁽⁴⁾、

$$\frac{B_t}{P_t} + \frac{M_t}{P_t} = (1+r_t) \left(\frac{B_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}} \right) + \frac{G_t}{P_t} - \frac{T_t}{P_t} - \frac{r_t+\pi_t}{1+\pi_t} \frac{M_{t-1}}{P_{t-1}}$$

となる。右辺の最後の項が、政府の負債を減少させ、予算制約を緩和できることを意味する利益、すなわち、通貨発行益（シニョレッジ）を表している。通貨発行益は、インフレ率の増加関数であることがわかる。SETS発行に伴う物価上昇を許容できる余地が確認される。

2.2.3 公務細分化配論

経済財政と中小企業については、各職場の操業継続性を公務の細分化配分によって支援する枠組みづくりに関し、経済理論を提示する。生産性のより高い部門に労働者を再配備する考え方は政策的に避けられないが、従業者の能力形成の観点から、職場の突然の閉鎖や断続は望ましくない。勤労する立場に十分な配慮がある職場の操業継続性の方法を検討する。

公務の細分化配分とは、公務（国会をはじめ議会の議決によって可決された業務等に関する仕事および作業）をできうる限り細分化し、中小企業がこれらの業務等を請け負う事のできる範囲で受託することである。中小企業の側の経済的動機（インセンティブ）は、第一に、公務を受託し業務を遂行するに伴い職場・組織の操業力を維持・向上できること、第二に、公務遂行能力が備わる職場・組織であることを内外に明示できること（操業力の水準を市場に提示するシグナリング効果）、第三に、受託業務を担うことで企業として知名度の向上につながる可能性があること（ステルス・マーケティング）、第四に、様々な権益等との契約関係が成立し今後将来の事業機会に繋がる可能性があること、である。中小企業は公務受託を通じて、その後の経済活動を展開する上での重要な足懸りを築くことができる。すなわち中小企業には公務を積極的に引き受ける経済的動機があるゆえに、政府および地方公共団体など行政機関等は、財政支出を抑制するよう公務配分を検討し財政を再建することができる。

(4) フィッシャー方程式を展開すると、 $1+i_t=1+r_t+\pi_t+r_t\pi_t$ であり、 $i_t=r_t+\pi_t+r_t\pi_t$ であるが、元来、名目利子率の定義は $i_t=r_t+\pi_t$ であり、 r_t および π_t はともにゼロに近いと解釈できることもあって、 $r_t\pi_t$ は無視できるほど小さい、と置くことができる。

2.2.4 有効需要の創出

中小企業等が操業継続性を可能とすることによって、人材は能力形成を断続させられる事なく、生産性を伴う勤労者として市場競争に備えることができる。雇用、所得、社会保障があり、人間として尊厳があるなかで、将来の状況に向けて判断し、効果的な作業に取り組むことができる。家族との暮らし、あるいはその目的のための貯蓄による資産効果は、有効需要の創出につながり、望ましい消費による健全な経済成長を実現することができる。

および、公債市場補完制度を整備するよう技術職・専門職の人材に雇用を用意することもまた、内需を創出させる。公共事業の新しい方法として、水道事業（ダム建設）、電気事業（発送電事業）、ガス事業、道路・鉄道整備（橋梁やトンネルなどの整備）、港湾整備、国際的イベントなどの招致（建設事業など）、インターネット網整備、環境事業、人工知能、などを含めた国家的戦略事業に加えて、公共経済に必要な財源を確保する事業こそ、私たちの暮らしに切実となっている。

理工系技術職および社会科学系専門職が、それぞれの職務能力や知見などを生かし、公債市場を補完する金融制度の整備に向けて勤務経験を重ねる機会を用意できれば、人間に備わる技術・専門性の劣化を防ぐ効果をもたらす。独立行政法人のような形態の組織によって技術職・専門職の人材を雇用し、仕事に臨むことができるよう公共事業を用意することによって、勤労者として雇用、所得、社会保障に恵まれる方々から有効需要が導き出される。

家族との暮らしが多く国民に豊かさをもたらすようになると、やがて子供にも恵まれよう。合計特殊出生率の向上を数値面での達成目標で追うことなく、人間としての生き方を抜本的に問い直す方法で人口問題に取り組む必要がある。経済成長によって税収増など財政再建に向かう。

3. 財政学における新たな原則

伝統的な財政学では、公債市場さえも財源を確保する方法・選択肢の一つにすぎず、おもに、税制のあり方について理念をもとに社会科学的な考察がなされてきた。予算原則、租税原則、公債発行の2つの原則、地方税原則などである。公債市場補完制度の提案にあたって、新たな原則を提示し、これまでの原則との関連性について確認する。

3.1 財政学における新たな原則の必要性

公債市場補完制度を提案するにあたって、財政学における新たな原則を定める。意義、効果、課題について、順に確認する。

3.1.1 新たな原則

「市場関係者地域通貨（SETS）の口座におけるマイナス（赤字）を、政府に認めてはならない。」である。SETSは、すべての取引参加者に発行する権限がある地域通貨だが、その権限を政府に認めてはならない。財政学における新しい原則の一つとして位置づける。

3.1.2 意義

公債残高の多額の累増をこれまで生じさせてきた責任が、政府にあることを確認する。また、新たな財源を確保するために、公債市場補完制度を整備し、SETSの発行を促すが、これに伴い物価の上昇が見られるならば、政府に通貨発行益（シニョレッジ）が生じ、予算制約は緩和され

る。物価の上昇が見られない場合には、公債市場補完制度を運用し続けることができる。この新しい制度が、政府に複数の利点をもたらさないよう、SETSを発行する権限を政府に認めない原則が必要である。

3.1.3 効果

政府は流通するSETSを市場から集めて、特定投資家等および中小企業等に使用する。したがって、SETSの流通速度の加速に寄与する。

3.1.4 課題

政府がSETSの黒字を貯めこむ場合に、必ず他の取引参加者の側に赤字が蓄積されてしまう。多額の黒字保有者が、どのような意図でSETSを使用することになるか、定かではない。

3.2 これまでの財政学における原則との関連性

これまでの財政学における原則と、公債市場補完制度の整備に取り組むこととの関連性について、予算原則、租税原則、公債発行の2つの原則、地方税原則の順に確認する。効率性ばかりに重きを置くことのない、共同体の人間関係を志向する理念を尊重する。

3.2.1 予算原則との関連性

おもな予算原則である、公開性の原則⁽⁵⁾、明瞭性の原則⁽⁶⁾、事前性の原則⁽⁷⁾、限定性の原則⁽⁸⁾、統一性の原則（単一性の原則⁽⁹⁾）、完全性の原則⁽¹⁰⁾、厳密性の原則⁽¹¹⁾、会計年度独立の原則⁽¹²⁾、との関連性について考察する。

公開性の原則との関連性については、予算内容が広く公開された予算のもと、適時性を鑑み、財政運営を効率化させるうえで公債市場補完制度を活用するのであり、公開性の原則との矛盾は生じない。国民は、これまでと同様、財政運営についての確に把握できることを保障され、批判的意見を自由に発表できる機会を妨げられることはなく、より望ましい予算内容および財政運営の実施に向けて取り組んでゆくことができる。

明瞭性の原則との関連性については、予算内容が明瞭に理解される形式で提示されたうえで、

-
- (5) 予算あるいは財政に関する情報が、議会や国民に対して公開されていなければならない。国民が、財政運営についての確に把握できることを保障する。予算内容は国民に広く公開され、批判的意見を自由に発表できる機会が保障されなければならない。
 - (6) 予算内容が国民に、明瞭に理解される形式でなければならない。
 - (7) 予算は会計年度が始まるまでに編成を終え、議会によって承認されなければならない。議会の決定なくして、予算を執行に移すことができない。
 - (8) 支出額そのものを拘束する。議会の決定どおり支出が執行されるように拘束する。
 - (9) 収入と支出が計上される予算は、一つでなければならない。複数の予算が存在すれば、財政操作を可能にする余地が増大してしまうから、統一性が求められている。
 - (10) すべての収入と支出は、漏れなく予算に計上されなければならない。歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。
 - (11) 予算を編成するにあたって、予定収入と予定支出を、可能な限り正確に見積もることを求める。予算と決算との乖離を可能な限り小さくすることを求める。
 - (12) それぞれの会計年度の支出は、その会計年度の収入によって賄わなければならない。ある年度に生じた財源不足を、次年度の収入で賄うというように、複数年度間で収入と支出を融通することを禁止している。

より望ましい財政運営が可能と判断される際に公債市場補完制度を活用するのであり、明瞭性の原則そのものは維持される。明瞭性の原則に即しているかを検討することと、公債市場補完制度の運用が適切かどうかを、区分して判断する必要がある。

事前性の原則との関連性については、会計年度が始まるまでに予算編成を終え、議会によって承認され、予算が執行されているうえで、あくまで補正的に公債市場補完制度を活用するのであり、事前性の原則に即するように運用する。自然災害、事故・人災、情勢の急変など、不測の事態に対応する役割が公債市場補完制度にあるが、基本的人権や尊厳の観点から誰もが理解しうる措置を用意するため公的財源の捻出を常に検討するのであり、事前性の原則に矛盾しない。

限定性の原則との関連性については、公債市場補完制度の運用によって、予算の支出額そのものを変更することはなく、支出の一部を財源としてプールする。影響し合う関係性がない。

統一性の原則（単一性の原則）との関連性については、現代の財政運営そのものがこの原則を守ることを事実上不可能としている。わが国においても、財政法第13条において「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする」としており、これに加えて政府関係機関予算があり、そのほか第二の予算と呼ばれる財政投融资計画がある。したがって公債市場補完制度のみ批判を受けることは当たらない。金融技術の躍進と財政操作の余地については、別に検討が必要である。

完全性の原則との関連性については、すべての収入と支出は漏れなく予算に計上されるのであり、公債市場補完制度の活用と矛盾は生じない。歳出歳入は、すべて予算に編入された上で、そうした予算の計上とは別途に、新たな財源を確保できるよう検討に取り組む。

厳密性の原則との関連性については、予算編成にあたって、予定収入と予定支出を可能な限り正確に見積もること、予算と決算との乖離を可能な限り小さくすることとの矛盾は生じえない。

会計年度独立の原則との関連性については、これに即すべく、公債市場補完制度を活用する。会計年度の支出は、ある年度に生じた財源不足を、次年度の収入で賄うというように、複数年度間で収入と支出を融通することを禁止している。この原則に即して公共経済を整備できるよう、公債市場補完制度を運用してゆく。

3.2.2 租税原則との関連性

租税原則はおもに、アダム・スミス⁽¹³⁾、ワグナー⁽¹⁴⁾、ノイマルク⁽¹⁵⁾、マズグレイブ⁽¹⁶⁾による

-
- (13) アダム・スミスの租税原則とは、公平の原則、明確の原則、便宜の原則、徴税費最小の原則、である。『諸国民の富』第5篇に提示されている。
- (14) ワグナーの租税原則とは、財政政策上の原則（税収の十分性、税収の可動性）、国民経済上の原則（税源選択の妥当性、税種選択の妥当性）、公正の原則（課税の普遍性、課税の公平性）、税務行政上の原則（明確の原則、便宜の原則、徴税費最小の原則）、である。
- (15) ノイマルクの租税原則とは、国庫収入上・財政政策上の原則（十分性、伸張性）、経済政策的原則（租税の個別介入措置排除、個人領域への介入最小化、競争中立性、課税の積極的弾力性、課税の自動的弾力性、成長政策実現）、倫理的・社会政策的原則（普遍性、公平、給付能力比例、所得・財産再分配）、税法上・税務行政上の原則（整合性と体系性、明瞭性、実行可能性、継続性、徴税費最小、便宜）である。
- (16) マズグレイブの租税原則とは、税負担配分の公平、効率的な市場の経済決定に関する干渉の最小化、投資促進などの租税政策による租税体系の公平侵害の最小化、租税構造と安定成長政策の調和、公正で非恣意的な税務行政と理解の容易な租税体系、徴税費および納税協力費の最小化、である。

もので、それぞれ異なるが、アダム・スミスが提唱した公平の原則、ワグナーが提唱した公正の原則、ノイマルクが提唱した倫理的・社会政策的原則、マズグレイブが提唱した税負担配分の公平の原則には、それぞれ共通する理念がある。租税負担の公平は、応益原則に基づくか、応能原則に基づくかによって相違が存在するが、格差の是正を課題とする場合には、応能原則の立場から公平を考え、再分配機能の必要性を検討することが求められる。

また、ワグナーの租税原則のうち、国民経済上の原則のなかには税源選択の原則があり、正しい税源は、所得であって、財産ではない、と考えられる。国庫収入の確保を至上原則とするにしても、課税する税源は、財産の生み出す所得に限定すべきで、財産を侵食してはならない⁽¹⁷⁾。

公債市場補完制度は、雇用を維持・創出し、勤労者の人材育成に配慮できる財源を求めており、財産がある立場に税を課するという方法ではなく、未来に向けて投資を促しながら所得をはじめとする様々な税より財源を確保する方法である。これまで租税原則によって示されてきた理念を踏まえ、公債市場補完制度の望ましい運用を目指す必要がある。

3.2.3 公債発行の2つの原則との関連性

公債発行の2つの原則とは、「建設国債の原則」および「市中消化の原則」である。建設国債の原則では、財政法第4条第1項に基づき、公共事業費、出資金及び貸付金の財源として、例外的に国債発行又は借入金による資金調達ができるよう定めている。しかし、現実には間に合わず、特例国債（赤字国債）を発行している。市中消化の原則は、財政法第5条に基づき、国債の日銀引き受けを禁じている。実際、日本銀行は市場を通じて日本国債を大量購入している。

この2つの原則は、政府が財政規律を重んじ、公債の信認を維持し続けるために重要であり、可能な限り原則に忠実である必要がある。現実を重視する観点からは、これらの原則を守るためにも、公債発行を最小限に止め、金融技術の躍進を背景に補完的な財源確保の方法を見出す必要がある。

3.2.4 地方税原則との関連性

伝統的に展開されてきた地方税原則を整理すると、①応益原則、②安定性原則、③地域的普遍性原則、④負担分任原則、⑤自主性原則、にまとめることができる⁽¹⁸⁾。19世紀後半、租税原則として従来の応益原則に対して、応能原則が見出されるようになり、地方税原則が体系的に議論されるようになったが、1920年代に「シャンツとヘンゼルの論争」が繰り広げられたほか、わが国でも同時期に、大正デモクラシーのもとで国税と地方税との税源配分が議論された。当時、臨時財政経済調査会は「地方税には応益原則を、国税には応能原則を」という税源配分を打ち出す。第二次世界大戦後のシャープ勧告においても「地方税には応益原則を、国税には応能原則を」という地方税原則に基づいた。

公債市場補完制度は、こうした地方税原則に即して、公共経済の新しい財源を確保する。国家財政を応能原則に基づく出資メカニズムによって再建し、地方財政計画による財源移譲、および地方経済の成長と発展に伴う地方公共団体の自主財源の盤石化を念頭に、人間の尊厳に相応しい暮らしと勤労の秩序を目指して、一人ひとりの育成にも十分に配慮された応益原則を確立する。

(17) 神野直彦（2007）p.160。

(18) 神野直彦（2007）p.300。

4. むすびにかえて

公債市場補完制度は、金融技術の飛躍的な進化を背景に資源再配分を理想化するよう、新たな財源を確保し、公共経済を整備してゆくなかで雇用および有効需要を創出し、経済成長を成し遂げる。特定投資家等および中小企業等による市場関係者地域通貨の発行も可能になる。

したがって、政府の予算制約は、プライマリー・バランスの健全化のみならず、既存の法定通貨の通貨発行益（シニョレッジ）によって、緩和・拡張される。各種税率の引き上げばかりを念頭に置くのではなく、技術力を基礎に新しい金融制度を整備し、マクロ経済の整合性を図りながら公共財源を確保する方法が望ましい、と考えられる。

主要参考文献

- Kichiji, N. and M. Nishibe (2008) Network Analysis of the Circulation Flow of Community Currency, *Evolutionary and Institutional Economics Review, the Japan Association for Evolutionary Economics*, 4 (2), pp.267-300.
- 財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）「第四条第一項」「第五条」
- 神野直彦（2007）『財政学〔改訂版〕』有斐閣
- 林正義、小川光、別所俊一郎（2010）『公共経済学』有斐閣アルマ

